

2 大学審議会「審議の概要・その2」(H. 2. 7. 30) と「答申」(H. 3. 2. 8)の異同対照表

「資料」の1として収めた「大学教育部会における審議の概要・その2」は、1991年2月8日、正式の五本の「大学審議会答申」の一つ、〈大学教育の改善について〉として文部大臣に提出された。「審議の概要・その2」と異なっている主要な部分のみを対照できるようにまとめた。

なお、他の四本の「大学審議会答申」は、〈学位制度の見直し及び大学院の評価について〉〈学位授与機関の創設について〉〈短期大学教育の改善について〉〈高等専門学校教育の改善について〉である。

本書の頁	項目	「審議の概要・その2」	答 申
85	表 題	大学教育部会における 審議の概要・その2	大学教育の改善について
86	まえがき	[ナン]	<p>本審議会は、昭和62年10月29日、文部大臣から、「大学等における教育研究の高度化、個性化及び活性化のための具体的方策について」諮問を受けて以来、多岐にわたる高等教育改革の課題について調査審議を進めている。</p> <p>このうち、大学教育の問題については、一般教育等の改善、柔軟かつ多様な教育課程・教育組織の設計、学生の学習の充実、大学評価の在り方、生涯学習、国際化・情報化への対応等について調査審議を行うこととし、昭和63年9月には、大学教育部会を設置した。</p> <p>大学教育部会では、これらの課題について、2度にわたって部会における審議の概要を総会に報告して公表するとともに、関係者からのヒアリングを実施するなど専門的かつ慎重な審議を重ねてきた。</p> <p>本審議会は、その結果に基づき、さらに総会で審議を行い、このたび、大学教育の改善の方策について結論を得たので、逐次答申の要請に応じ、ここに答申を行うものである。</p>
87左	I-2-(2)-① 終わり [(2) 学生 の学習の 充実]	その際、初等中等教育の・・・評価も重要である。	<p>学生の学習の充実を図る観点から、単位制の趣旨を踏まえつつ、その計算方法の見直し、運用面の改善を図ることや学生の学習を適切に評価することも重要である。</p> <p>このような改善を進める際、初等中等教育の動向や実情に配慮す</p>

			る必要がある。
87左	I-2-(2)-② 終わり [(2) 学生 の学習の 充実]	双方向的授業が・・・重視される 必要がある。	双方向的授業が・・・重視される 必要があり、また、関連する情報 処理・語学学習等の施設の整備も 重要である。
87左	I-2-(2)-④ [(2) 学生 の学習の 充実]	[ナシ]	④また、大学生活全体を通じ、学 生の心身の健康の保持・増進に一 層努めることが重要である。学生 の学習活動や快適な学生生活への 配慮という観点から、大学の学習 環境の整備を進めることも重要で あり、このため、付属図書館の機 能の充実、体育館を始めとするス ポーツ施設や福利厚生施設等の整 備が一層重視される必要がある。
88左	I-3-(1)-③ [(1) 大学 設置基準 の大綱化]	大学設置認可の際の・・・ その際、大学としての・・・ なお、このような観点から、 ・付言しておく。 [この部分は、書き直されて独立 の小項目④になっている]	④大学設置基準の大綱化の趣旨を 実現するためには、大学・学部等 の新增設・改組転換等に対する大 学設置・学校法人審議会の設置認 可の審査の在り方についても、大 学としての水準の確保という設置 認可の重要な機能に留意しつつ、 多様な発展のための創意に充分配 慮した対応が求められることにな る。今後、大学設置・学校法人審 議会において、以下のような方向 で、大学設置基準の大綱化に対応 した審査の在り方について具体的 に検討することが期待される。 ア. 定性的な内容を中心とする 総則的な審査内規を設け、審 査の基本的な観点を明らかに するとともに、その他の個別 事項について、今後、審査の 実績を積み上げていくこと により、判断の目安を形成して いくこと。 イ. 現在の審査内規については、 新しい大学設置基準に照らし て見直すとともに、今後も、 これらの内規が固定的なもの にならないよう、定期的に見直し を行うこと。 ウ. 既存の大学の改組転換に関 しては、審査の弾力性に配慮 すること。 エ. 今後は申請内容の一層の多 様化が予想されるので、特に 設置構想やカリキュラムにつ

			いて、適切な審査を行うことができるよう、例えば、当面、新たな審査段階を設けるなど、そのための審査体制を整備すること。
89左	Ⅱ 題 目	主要事項についての審議の概要	主要事項について
90右	Ⅱ-1-(1)-㉑ -⑥ [(a) 開設 授業科目 及び卒業 要件]	本部会としては・・・ [この頃、後半の「なお、上記 のような危惧・・・意見も あった。」の部分はカット]	本審議会としては・・・信ずる ものである。
92左	Ⅱ-1-(1)-㉑ -④ [(b) 単位 の計算方 法]	[最初の段落に続けて、右の新し い段落を追加。それに続けて、 ア、イの説明となる]	その際、単位によって表される 学習の実質を維持するとともに、 単位の互換性や国際的な通用性を 確保する観点から、1単位は、標 準45時間の学修を要する教育内容 をもって構成するとの考え方を前 提としておく必要がある。
92左	Ⅱ-1-(1)-㉑ -⑥ [(b) 単位 の計算方 法]	[この項全体が右のようになる]	また、以上のように単位の計算 方法を見直す場合であっても、卒 業要件として定める最低の総単位 数は現行どおり(124単位)とする ことが適当である。
92右	Ⅱ-1-(1)-㉑ -⑦ [(b) 単位 の計算方 法]	[この項全体が右のようになる]	いずれにしても、単位計算方法 の見直しの趣旨は、授業方法別に 定められた現行の計算方法を授業 の実態を踏まえて見直し、より高 い教育効果が期待できる演習等の 授業を奨励するとともに、教室内、 教室外を通じ、充実した授業、責 任ある指導を行い、学生の学習の 充実を図ろうとするものであり、 学生の学習の負担を軽減すること を意味するものではない。
92右	Ⅱ-1-(1)-㉑ -⑧ [(b) 単位 の計算方 法]	[この項の最後の段落、「以上の諸 点を踏まえ、・・・」以下が 右のようになる]	しかしながら、医・歯学教育の 特色として、①ほとんどの授業科 目が必修扱いになっていること、 ②系統学習が強く必要とされてい ること、③学年制的取扱いを行っ ている実態があること等、必ずし も単位制になじまない部分もある ことも指摘されている。 以上の諸点を踏まえ、医学部・ 歯学部についてもすべての授業科 目について単位制を原則とするこ ととしつつ、各大学の判断により、 授業時間制によることも可能なも のとするのが適当である。
97左	Ⅱ-1-(2)-B-㉑ -②	[この項全体が右のようになる]	②しかし、今後、6年間を通じた 一般教育等と専門教育の有機的な

	[(e) 医学部、歯学部の進学課程]		連携をより促進する観点から、現行のように両課程を法令上規定することやその年限を固定的に定めることは、必ずしも適当ではないので、進学課程・専門課程について、法令上の制度としては廃止することが適当である。
97右	Ⅱ-1-(2)-B-⑥-③ [(e) 医学部、歯学部の進学課程]	[この項全体が右のようになる]	③なお、従来、沿革的に進学課程が2年以上とされていた関係から、医・歯学の修業年限が6年以上とされていることについては、6年とすることが適当である。
98左	Ⅱ-1-(2)-D-④-③ [(a) 校舎面積]	[この項の後に、新しい小項目④追加]	④なお、関連して、大学の学習環境の一層の充実を図る観点から、情報処理施設、語学学習施設、体育館を始めとするスポーツ施設、福利厚生施設等の整備についても配慮する必要があり、大学設置基準の規定の仕方について見直すことが適当である。
98右	Ⅱ-1-(2)-D-⑤-② [(b) 校地面積]	[この項の最初の段落のみが残り、「この特例措置を設けた際の・・・」以下全部カット]	
99～100	Ⅱ-1-(2)-D-⑤-③～④ [(b) 校地面積]	[この部分は、③の最初の段落の終わりの部分、「現行のように6倍基準を原則とする方式については、」の続きが右のようになることを除いて、他はすべてカット]	現行のように6倍基準を原則とする方式については、様々な問題点等が指摘されているため、本審議会では、現在特例として認められているいわゆる3倍基準を原則化する案や、学生数に応じて各学部共通に定める校地面積に学部の種類に応じて定められた一定の面積を加えたものを校地面積とする案についても検討してきた。しかし、それぞれ一長一短があり、大学設置基準の規定は現行どおりとし、運用面で3倍基準の積極的な活用を図ることが適当であると考えられる。この場合、設置審査等に当たっては、運用の公平性、一貫性を確保する観点から、大学設置・学校法人審議会において、合理的な運用の方針を樹立し、これを明らかにすることが望まれる。
102右	Ⅱ-1-(3)-⑥-⑥ [(b) 昼夜開講制]	[この項は、導入部分が右のようになるが、それ以外は変更なし]	⑥昼夜開講制の具体的な仕組みについては、以下のとおりとするのが適当である。